社会保障・税一体改革分科会における議論経過の概要について

平成23年12月15日 内閣府提出資料

社会保障・税一体改革分科会については、平成23年6月13日に開催された 国と地方の協議の場(以下「協議の場」という。)第1回会合において、「社会保 障・税一体改革について、分科会を活用し、話合いを継続していくこと。」で協 議が調ったことを受けて、同年8月12日に開催された協議の場第1回臨時会合 において開催を決定し、運営規則を定めたところである。

その後、同年11月17日に第1回会合、同年12月8日に第2回会合、同月12日に第3回会合を開催したところ、その議論経過の概要については、下記のとおりである。

記

- 1. 第1回会合においては、総務省から社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果について報告を受け、それを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
- 2. 第2回会合においては、厚生労働省から上記総務省調査による社会保障関係の地方単独事業の分析等について説明を受け、続いて地方側から厚生労働省による当該分析の課題について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
- 3. 第3回会合においては、内閣官房、総務省、財務省及び厚生労働省の関係4 府省で取りまとめられた地方単独事業の総合的な整理についての論点(資料2 -2)について説明を受け、続いて地方側から社会保障・税一体改革の方向性 (資料2-3)について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意 見表明がなされた。